



子育て応援企業 支援事業のご案内

仕事と家庭での子育ての両立のための職場環境づくりを進める企業を支援します。

平成 27 年 10 月に今後 5 カ年の本市の人口減少対策をまとめた「新庄市総合戦略」を定めました。計画に基づく取組みの一つとして、子育てを応援している企業を支援することで、仕事と家庭の両立ができる環境の整備を目指します。

支援措置

◎奨励金の交付

- ①男性社員のうち 7 日以上の子育て休業を取得し、平成 28 年 4 月 1 日以後に職場に復帰して 6 ヶ月以上勤務を継続・・・10 万円 ※上限 1 回
- ②従業員のうち子が 1 歳になるまで子育て休業を取得し、平成 28 年 4 月 1 日以後に職場に復帰して 6 ヶ月以上勤務を継続・・・20 万円 ※上限 1 回
- ③平成 28 年 4 月 1 日以後に小学校就学前の子を養育する女性を正社員として雇用し、6 ヶ月以上勤務を継続・・・10 万円 ※上限 3 回

◎企業の P R

地域にとって先進的な取組をしている企業の取組について H P や広報に掲載します。

支援措置を受けるためには、県制度の子育て応援企業としての認定が必要です。詳しくは、裏面または県 H P をご覧ください。

お問合せ先

郵便番号 950-8501
山形県新庄市沖の町 10 番 37 号
新庄市総合政策課 企画政策室

電話 : 0233-22-2111
FAX : 0233-22-0989
電子メール アドレス
seisaku@city.shinjo.yamagata.jp

なお申請手続き、申請書等の様式は市 H P をご覧ください。

<http://www.city.shinjo.yamagata.jp/s002/030/20160323165316.html>



山形いきいき子育て応援企業 (県制度) の認定について

本市の奨励金等の交付を受けるには、県から実践（ゴールド）企業以上の認定を受ける必要があります。

次の項目について認定基準が設けられています。

- I. 女性の活躍推進～女性を積極的に管理職等に登用～
- II. 仕事と家庭の両立支援～ワーク・ライフ・バランスの実現～
- III. 出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等
- IV. 男女共に働きやすい職場づくり
- V. 県民の子育て支援・若者応援・地域貢献

取組状況により、次の区分で認定されます。

◎宣言企業

認定基準のうち、2つ以上に取り組む計画がある企業

◎実践（ゴールド）企業

認定基準のうち、2つ以上に取り組んでいる企業

◎優秀（ダイヤモンド）企業

認定基準のうち、4つ以上に取り組んでいる企業

認定手続や県での支援制度等については、

山形県子育て推進部若者支援・男女共同参画課

（TEL：023-630-2101）にお問合せいただくか、次のHPをご覧ください。

県HP：<http://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/danjo/kigyo/>

市の奨励金メニューの①と③については、県からも奨励金の交付があります。

お問合せ先

郵便番号 950-8501
山形県新庄市沖の町 10 番 37 号
新庄市総合政策課 企画政策室

電話：0233-22-2111
FAX：0233-22-0989
電子メール アドレス
seisaku@city.shinjo.yamagata.jp